二　受入れ機関等の職員、公益法人の職員若しくは本邦にある外国人が経営している機関若しくは雇用されている機関の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの又は前項第一号ロに掲げる者が、当該外国人の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者若しくは同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者又はその法定代理人の依頼により当該者に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

三　前二号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

［4・5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［号を加える。］

二　前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

［4・5　同上］

附　則

この省令は、令和元年七月二十四日から施行する。

○法務省令第二十五号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日　　法務大臣　山下　貴司

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号まで、様式第十号から様式第二十五号まで及び様式第二十七号の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○財務省令第十四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日　　財務大臣　麻生　太郎

民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令

民間給与実態統計調査規則（昭和三十年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号から第三号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「追記型」を「追記形」に改め、同項第五号から第十号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、第八条の三第一項各号及び第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。